

熊本県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（熊本県後期高齢者医療広域連合情報公開審査会）

第9条 条例第18条第1項に規定する審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会の会議は、会長が招集する。
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 審査会の庶務は、総務課において処理する。
- 9 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

公文書の種類	開示の方法（閲覧）	開示の方法（文書等の写しの交付）
文書、図画及び写真	当該文書、図画及び写真の閲覧	当該文書、図画及び写真の写しの交付
電磁的記録	当該電磁的記録媒体から紙に出力したものの閲覧	当該電磁的記録媒体について、閲覧に供したものの写し又は光ディスク、光磁気ディスク若しくはそれ以外の電磁的記録媒体に複製したものの交付（実施機関が対応できる媒体に限る。）

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

	区 分	金 額	
写しの作成に要する費用	乾式複写機により写しを作成する場合（日本工業規格A列3番以内に限る。）	白 黒	1枚につき 10円
		カラー	1枚につき 30円
	光ディスク（CD-R 700メガバイト）に複製する場合	1枚につき 100円	
	光磁気ディスク（MO 640メガバイト）に複製する場合	1枚につき 1,000円	
	光ディスク又は光磁気ディスク以外の電磁的記録媒体に複製する場合	当該複製に要する費用の額	
	契約により写しの作成を委託する場合	当該委託契約で定める額	
	その他の方法により作成する場合	当該作成に要する費用の額	
写しの郵送に要する費用		当該郵送料に相当する額	

備考 乾式複写機により写しを作成する場合で、A列3番を超えるものについては、A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して金額を算定するものとする。

様式第3号中

「(教示) _____」

を

「 教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。」

に改める。

様式第4号中

「(教示) _____」

を

「 教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の

翌日から起算して60日以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。」

に改める。

様式第5号表公開請求に係る公文書の件名の欄中「第4項」を「第1項」に改める。

様式第8号中「第9条」を「第10条」に改める。

様式第10号中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。